定期積金規定

1.(掛金の払込み)

定期積金(以下、「この積金」といいます。)は、表面記載の払込日に掛金を払込みください。 払込みのときは必ずこの証書をご提示してください。

2.(証券類の受入れ)

- (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は この証書の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

3.(給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4.(払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または表面記載の利回り(年365日の日割計算)の割合よる遅延利息をいただきます。

5.(給付補てん金等の計算)

- (1)この積金の給付補てん金は、表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2)約定どおり払込みがおこなわれなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。 この積金の契約期間中に表面記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期 日の前日までの期間について、第3号によって計算し、この積金の掛金残高相当額とと もに支払います。

当金庫がやむをえないものと認めて満期日前の解約をするときおよび第9条第3項の 規定により解約するときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、第3号 によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

前各号の期間に応じた計算は、次によります。

ただし、Bにより計算した利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、当該普通預金 利率を下限とします。

- A 初回払込日からの期間が12か月未満のもの...解約日の普通預金利率
- B 初回払込日からの期間が12か月以上のもの…約定年利回り×60%(少数点第3 位以下は切捨てます。)

この計算の単位は1円とします。

6.(先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を表面記載の利回りに準じて満期日に計算します。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げはおこないません。

7.(満期日以後の利息)

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額) に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し た利息を支払います。

8.(反社会的勢力との取引拒絶)

この積金口座は、積金契約者(法人等の場合には、その役職員等を含みます。)が第9条第3項 各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第3項各号の一にでも該当す る場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

9.(解約)

- (1)この積金を解約するときは、所定の受取欄(当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により、記名押印して(証書とともに)提出してください。
- (2)前項の解約手続きに加え、当該積金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、 当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しをおこないません。
- (3)積金契約者(法人等の場合には、その役職員等を含みます。)が次の各号の一にでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した 場合

積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A.暴力団
- B. 暴力団員、および暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
- C . 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E . 総会屋等
- F、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- G.A~Fに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)
- H.次の各号のいずれかに該当する者
 - a . 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - c.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える 目的をもってするなど、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係 を有すること
 - d . 暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をお こなった場合

- A . 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損しまたは当金庫 業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為
- (4)第3項により、この積金が解約され掛金残高がある場合、証書または通帳および届出の 印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要 な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

10.(届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1)証書、通帳または印章を失ったときまたは、印章、名称、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2)証書、通帳または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書、通 帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後におこないます。この場合、相当の期間をお き、また、保証人を求めることがあります。
- (3)証書、通帳の再発行は、当金庫所定の手続きによるものとし、原則として発行しません。
- (4)証書、通帳を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

11.(印鑑照合)

証書、払戻請求書またはその他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12.(譲渡、質入れの禁止)

- (1)この積金および証書、通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によりおこないます。

13.(成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任が なされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5)前4項の届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14.(保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

(1)この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期

限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に質権等の担保権が 設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務(積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの)がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。

前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は 遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することがで きるものとします。

(3)第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

- (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用 するものとします。
- (5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15.(規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2020年4月1日現在